

平成29年7月


政府（厚生労働省・経済産業省）では、「働き方改革」の一環として、一昨年から「ゆう活」を推進しています。「ゆう活」とは、明るい時間が長い夏の間は朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、夏の生活スタイルを変革する国民運動です。今回はこの運動についてご紹介いたします。

夏の生活スタイル変革＝ゆう活

今年2月からは、働き方改革を促進し、併せて消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」が開始されました。これに対して「ゆう活」は、明るい時間が長い夏の間は朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動です。神奈川労働局では、各企業の実情に応じて可能な範囲で「ゆう活」を行ってもらえるよう働きかけを行っています。

「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することであり、これまでの働き方を見直し、業務の効率化にも取り組むことが重要です。

政府（厚生労働省・経済産業省）では、通称やロゴマークも含めて、民間企業へ「ゆう活」の周知啓発を推進しています。



ゆうやけ時に
悠々とした時間が生まれる。
友人と会える。
遊ぶ時間が増える。
家族で過ごす優しい時間ができる。
新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。
勤務時間が、1、2時間早まることで生まれる
自分の時間で生活を豊かにしていこう。

「ゆう活」の実現には、これを契機とした業務の効率化とともに働き方への意識の変革が不可欠です。仕事の開始時間を早めても帰る時間が変わらず、結果として労働時間が延長されてしまうのでは意味がありません。仕事を早く終え、早く帰れるように、ゆう活に取り組みましょう。また、育児・介護等の事情により「ゆう活」が困難な労働者にまで無理に適用しないなどのきめ細かい配慮も必要となります。

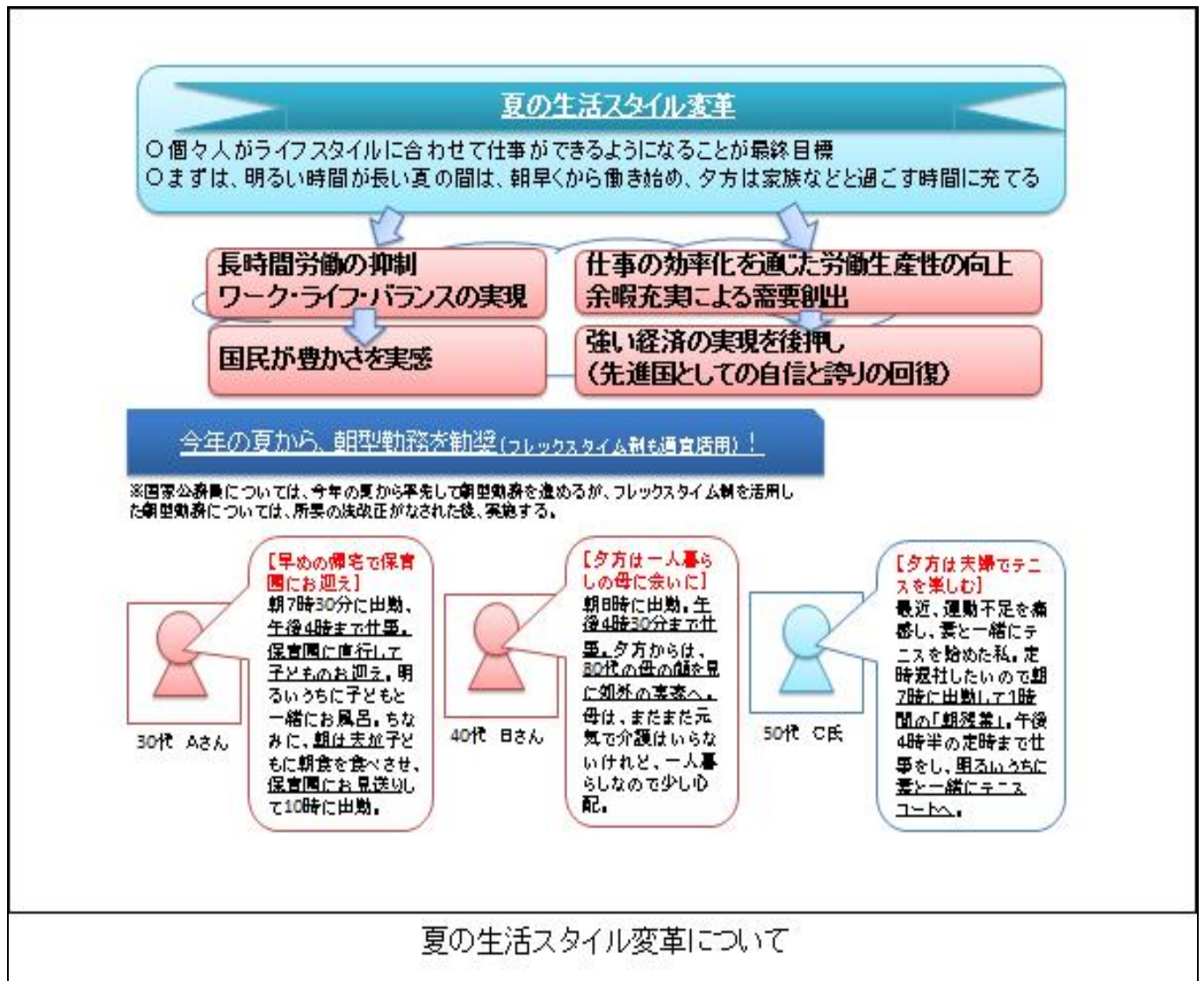
これまで「ゆう活」の民間企業等への周知啓発を目指し、以下のような取り組みが実施されて来ました。



日本経済団体連合会への要請

平成27年4月 塩崎恭久厚生労働大臣および山際経済産業副大臣から一般社団法人日本経済団体連合会・榊原会長に対して、傘下団体・企業への周知啓発の協力を要請

平成28年5月 厚生労働省と経済産業省から日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会に対して、「ゆう活」の周知啓発の協力を要請
 平成29年5月 同上



夏の働き方を変える第一歩として、「ゆう活」の実現が望まれます。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060